

10月1日から 小児医療費助成制度を拡大します



町では、子育て支援策のひとつとして、子どもの医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽くしていますが、より手厚い支援をするため、10月から小児医療費助成制度を拡大します。

また、この改正のほかに、重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度も変わります。
 ☎福祉課 ☎84-0316

小児医療費助成制度

平成20年10月1日改正

改正点① 対象年齢の拡大

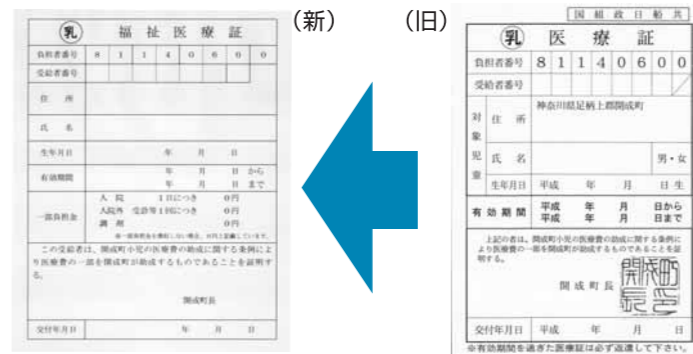
通院分の医療費助成は、3歳未満の子どもが対象でしたが、小学校就学前までを対象年齢として拡大します。

対象年齢	助成できる医療費	所得制限
0~2歳	入院・通院	なし
3歳~小学校就学前	入院・通院	あり
小学生・中学生	入院のみ	あり

※医療保険が適用されるもので、入院時の食事費用などは含みません。

改正点② 医療証の変更

10月から医療証が新しくなります。従来の医療証は10月1日から使えなくなりますのでご注意ください。



※新しい医療証の受け取りには申請が必要になります。

手続き

小学校就学前までの対象になる子どもの保護者には、9

月中旬に交付申請書を郵送しますので、必ず福祉課窓口で申請してください。
 なお、申請の際に、従来の医療証をお持ちください。

- 【必要なもの】
- ・小児医療証交付申請書
 - ・子どもの健康保険証のコピー
 - ・印鑑
 - ・医療証(従来の医療証をお持ちのかた)

重度障害者医療費助成制度

平成20年10月1日改正

改正点① 医療証の変更

10月から医療証が新しくなります。現在の医療証は10月1日から使えなくなりますのでご注意ください。

※新しい医療証の受け取りには申請が必要になります。

手続き

対象者のかたには、9月中

に申請書類を郵送しますので、福祉課窓口へ必要な書類を提出してください。窓口で交換します。

- 【必要なもの】
- ・重度障害者医療証交付申請書
 - ・重度障害者の健康保険証のコピー
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・印鑑
 - ・医療証(従来の医療証をお持ちのかた)

ひとり親家庭等医療費助成制度

平成21年1月1日改正

改正点① 対象内容の拡大

20歳未満で通信制高校に在学している子どもも助成対象として加わります。

改正点② 医療証の変更

新しい医療証は12月の更新の際などに渡します。

その場にいる あなたが たいせつな命を救う

公共施設へAEDの設置を進めています



突発的に心臓や呼吸が止まってしまった場合には、そばに居合わせた人の適切な処置によって命を救うことができます。119番通報、心肺蘇生、除細動(心臓のけいれんを取り除くこと)が連続性をもって行われることが必要です。

たいせつな命を守るため、町では「AED(自動体外式除細動器)」の設置を進めています。

AED

(自動体外式除細動器)とは

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器で、医療従事者ではない一般のかたでも使用できます。

設置状況は

町では、平成17年度に町役

☎環境防災課 ☎84-0314

場庁舎に設置し、順次、学校や公共施設など人が多く集まるところを中心に設置を進めています。

使いかたは

AEDは、操作方法を音声ガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。また、心臓の動き(心電図)を

救命講習の受講

その場に居合わせたときに慌てずに対応できるよう救命講習を受講しましょう。足柄消防組合に依頼することで受講できます。

☎足柄消防組合 警防課 ☎74-6664



町内公共施設設置場所

- | | |
|-------------|----------|
| (町施設) | ・文命中学校 |
| ・役場 | ・瀬戸屋敷 |
| ・開成水辺スポーツ公園 | ・開成幼稚園 |
| ・福祉会館 | (県施設) |
| ・保健センター | ・足柄上合同庁舎 |
| ・開成小学校 | |

開成駅前 交番を!!

駅前交番誘致
キャンペーンを開催

6月27日(金)、開成駅前、駅前交番誘致キャンペーンを開催しました。このキャンペーンは、急激な変化を遂げている駅周辺の安全を守るため交番設置を実現しようとする開催しているものです。

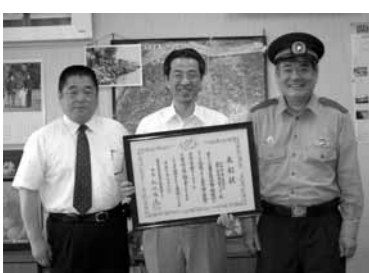
安全サポーターや交通指導隊も参加し、チラシ、PR物品を駅利用者やスーパー来店者に配布し交番誘致



☎環境防災課 ☎84-0314

☎松田警察署刑事課 ☎82-0110

☎環境防災課 ☎84-0314



右から田畑松田警察署長、露木開成町長、若松刑事課長